

個人情報保護法の改正と 企業実務に与える影響(下)

Cookie IDを含む連絡可能個人関連情報の取扱い、
課徴金制度の導入など



大江橋法律事務所 パートナー弁護士 /
ニューヨーク州弁護士 /
情報処理安全確保支援士
上原 拓也

▶ PROFILE

takuya.uehara@ohebash.com

第1 はじめに

この記事は、前号と本号の2回に分けて、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」(令和8年法律第56号)による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下「改正法」といい、現行法を含む個人情報の保護に関する法律を一般に「個情法」といいます)の内容と、それを踏まえて企業に求められ得る今後の対応について概説するものです。

前号注1の公開時(2026年7月1日)、改正法は衆議院を通過済みであったものの未成立の状態でしたが、その後参議院での審議を経て2026年7月10日に可決・成立し、同月17日に公布されました。改正法全体の施行は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とされており(改正法附則1条柱書本文)、主管官庁である個人情報保護委員会(以下「委員会」といいます)は、2028年春から7月までのいずれかの時点での施行を目指しているようです注2。

その間の2027年には、改正法の細則や解釈を定める政令、委員会規則、ガイドライン、Q&A等の整備及び公布・公表が見込まれています。改正法が実際に施行された後の具体的な運用については、政令等の公布・公表や施行後の執行例等の蓄積を待たなければ分からない点も多いところですが、この記事では、脱稿時点(2026年9月1日時点)の公開情報に基づき、一定の推測や予想も交えて改正法の主な内容を概説します。

以下では、改正法の4つの柱である①適正なデータ活用の推進、②リスクに適切に対応した規律、③不適正利用等防止、及び④規律遵守の実効性確保のための規律のうち、前号の残り(②のうちデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律

及び漏えい等発生時における本人通知義務の緩和、並びに③及び④)を取り上げます。

第2 リスクに適切に対応した規律

■ データ処理等の委託を受けた事業者に対する規律

現行の個情法の下で、事業者が個人データ注3の取扱いを外部に委託する場合、当該委託に伴う個人データの提供について本人の同意は不要とされる(27条5項1号)一方、委託元の事業者は、当該個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないとされています(25条)。

この点に関し、IT技術の進展に伴って、例えばクラウドサービスの利用など、個人データ等の取扱いについて実質的に第三者に依存するケースが拡大しています。そのようなケースで、依存している側＝「委託元」が依存されている側＝「委託先」に対して実効的な「監督」を行うことは事実上困難であるとの指摘があります。

こうした状況を踏まえ、改正法は、事業者が個人情報等(個人

注1 大江橋ニュースレター2026年7月号「個人情報保護法の改正と企業実務に与える影響(上)ーAI開発等の場面における本人同意要件の緩和、子供の個人情報や顔特徴データ等の取扱い」。

注2 委員会事務局「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組について」(2026年7月31日)。

注3 個人情報データベース等(個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの。個情法16条1項)を構成する個人情報(同条3項)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受けいただければと存じます。

情報、仮名加工情報^{注)4}、匿名加工情報^{注)5}及び個人関連情報^{注)6}。30条の2第5項)の取扱いを外部に委託した場合における委託先事業者に関し、委託元の事業者との間で締結した委託契約において、①当該個人情報等の取扱いの方法、②当該個人情報等に係る漏えい等の事態が生じ、又は当該個人情報等が委託業務の遂行に必要な範囲を超え、若しくは委託契約に定められた取扱いの方法に反して取り扱われたことを知ったときは、速やかに委託元の事業者に対してその旨を報告すること等の一定の事項を定めていることを条件に、個人情報に基づき事業者が負うべき義務の大部分を免除する特例を用意しています(58条の2)。

これは、一見すると委託先事業者に対する規制緩和のように見えますが、必ずしもそうとはいえない切れません。すなわち、従前、事業者が個人データの取扱いを外部に委託する場合において、個人データの一部のみを切り出して委託先に提供する結果、委託先においては個人情報に当たらない(個人関連情報に当たるにすぎない)情報のみを取り扱うケースが存在したところ、そのようなケースでは、委託先事業者は当該情報を個人関連情報として取り扱えば良く、個人情報(個人データ)を取り扱う場合と同等の義務を負うものではないとするのが委員会の考え方でした^{注)7}。この考え方に従うと、自らにとっては個人関連情報に当たるにすぎない情報のみを取り扱う委託先事業者は、当該情報を個人データとして取得することが想定される第三者に対して当該情報を提供する場合に本人の同意が得られていること等の確認義務を負う(個人情報法31条1項。後記第3の1参照)一方、当該情報について漏えい等の事態が生じたり、委託業務の遂行に必要な範囲を超えた取扱いがされたりしたからといって、委託元に報告する必要はなく、委託元にとってみれば、自らが取り扱う個人データの一部について、自らの関知しないところで漏えい等の事態や委託業務の遂行に必要な範囲を超えた取扱いが発生し得る(その結果、自らが法令違反等の責任を負いかねない事態に陥る)ことになります。こうしたケースにおける委受託関係につ

いて、改正法は、委託先を個人情報上の義務の大部分から解放することと引換えに、委託元による監督権限を強化し、委託先による個人情報の趣旨に沿った情報取扱いを間接的に担保するという新たな選択肢を用意したという評価が可能です。

なお、改正法の特例の対象となる委託先事業者においても、委託に伴って取り扱う情報が、自らにとって個人データ、仮名加工情報等の安全管理措置義務(23条、42条3項等)の対象となるものである場合、当該安全管理措置義務については引き続き自ら直接負うものとされています。また、改正法は、他の事業者から個人情報の取扱いの委託を受けた事業者に対し、委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて当該個人情報を取り扱うことを明示的に禁止しているところ(30条の3)、この禁止規定も、上記特例の対象となる委託先事業者において引き続き遵守が必要なものとされています(ただし、この禁止規定自体は、現行法の下でもガイドライン等を通じて広く認められていた解釈^{注)8}を明文化したものであって、実務に与える影響は必ずしも大きくないと思われます)。

2 漏えい等発生時における本人通知義務の緩和

現行の個人情報法は、個人データの漏えい等のうち、当該個人データに係る本人の数が1000人を超えるなどの特定の種類のものについて、これが生じた事業者に対し、監督官庁への報告と本人への通知を義務付けています(26条)。例えば顧客IDなど、

注)4 法定の措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報(個人情報法2条5項)。

注)5 法定の措置を講じて(他の情報との照合の有無にかかわらず)特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの(個人情報法2条6項)。

注)6 生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの(個人情報法2条7項)。

注)7 このことを前提に、委員会の考え方を批判する見解として、石井夏生利ほか編著『個人情報保護法コンメンタール(第2版)第1巻』(勁草書房、2025年)858頁。

注)8 委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(2026年6月一部改正)3-6-3(1)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受けいただければと存じます。

それ単体では特定の個人を識別できない情報でも、事業者において他の情報（氏名、連絡先等）と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものであれば、ここでいう「個人データ」に該当するため、かかる情報につき1000人分を超える漏えい等が発生すれば義務の対象となります。

一方、特に本人への通知義務（個情法26条2項）は事業者にとって負担が大きく、上記のような単体では特定の個人を識別できない情報の漏えい等についてまでこれを事業者に課すことは過剰であるとの指摘がありました。

こうした状況を踏まえ、改正法は、現行の個情法が「本人への通知が困難な場合」に限って例外を認めていた上記義務について、「本人への通知が困難」とまではいえなくとも、「本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合」として委員会規則で定める場合にも例外を認めるものとしています（改正法26条2項ただし書）。

どのような場合がこの例外に該当することになるのかについては、今後の委員会規則等の制定等を通じた議論の蓄積を待つ必要がありますが、現時点で委員会は、少なくとも、「サービス利用者の社内識別子（ID）等、漏えいした情報の取得者において、それ単体ではおおよそ意味を持たない情報のみが漏えいした場合」を例外に当たるものとして想定しているようです^{注）9}。

なお、委員会は、2025年3月の時点では、①監督当局への報告義務（個情法26条1項）についても、体制・手順に係る認定個人情報保護団体などの第三者の確認を受けること等を前提として、一定の範囲で速報（事態を知った後概ね3～5日以内を目安に^{注）10}速やかに行う報告。個情法施行規則8条1項）を免除することを可能としたり、漏えいした個人データに係る本人の数が1名である誤交付・誤送付のようなケースについては、確報（事態を知った日から原則30日以内に行う報告。同条2項）を一定期間ごとに取りまとめた上で行うことを許容したりすることや、②漏えい等だけでなく、違法な個人データの第三者提供についても報告・通知義務の対象にすることを検討していました^{注）11}。

これらは今回の改正法そのものには盛り込まれませんでした。今後、委員会規則・ガイドライン等の改正を通じて制度化がされる見込みです^{注）12}。

第3 不適正利用等防止

Ⅰ 連絡可能個人関連情報に関する規律

現行の個情法は、個人関連情報に関しては、これを個人データとして取得することが想定される第三者に対して提供する場合に限って、当該第三者が本人の同意を得ていること等の確認を事業者を求める規律（31条）を置いているのみです。

一方、個人関連情報の中でも、特定の個人に対して何らかの連絡を行うことができる記述等（電話番号、住所、電子メールアドレス、Cookie ID等）が含まれる情報については、例えば当該個人をフィッシングサイトへ誘導したり、インターネット上で投資詐欺広告を表示したりといった当該個人への連絡を通じ、当該個人のプライバシー、財産権等の権利利益の侵害を生じさせ得るため、上記のような特定場面に限定した規律では、個人の権利利益保護の観点から不十分との指摘がありました。

こうした状況を踏まえ、改正法は、住所（過去のものを含む）、電話番号・FAX番号、電子メールアドレス、端末識別子その他特定の個人に対する連絡その他の情報の伝達に利用することができる記述等として委員会規則で定めるものが含まれる（又は、他の容易に照合することができる情報との照合によりかかる記述等を特定することができることとなる）個人関連情報を「連絡可能個人関連情報」と定義した上で（2条8項）、違法又は不

^{注）9} 委員会事務局「個人情報保護法等の一部を改正する法律について」（2026年7月）13頁。

^{注）10} 委員会・前掲^{注）8}・3-5-3-3。

^{注）11} 委員会「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」（2025年3月5日）11～12頁。

^{注）12} 委員会事務局・前掲^{注）9}・13頁。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをいただければと存じます。

当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により連絡可能個人関連情報を利用すること、及び偽りその他不正の手段により連絡可能個人関連情報を取得することを禁止する規定を新設しています(31条の2)。

いかなる場合が「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」ないし「偽りその他不正の手段」に当たるのかについては、今後の委員会規則等の制定等を通じた議論の蓄積を待つ必要がありますが、現時点では、現行の個情法が個人情報を対象として既に置いている同様の規律(19条、20条1項)の解釈が参考になるものと思われます。例えば、現行の個情法の下では、防犯カメラを設置する場合に、その設置状況等から、カメラにより自らの個人情報(映像等)が取得されていることを本人に容易に認識可能といえない場合には、防犯カメラが作動中であることを店舗や駅・空港等の入口やカメラの設置場所等に掲示する等の措置を講じなければ、「偽りその他不正の手段」による個人情報の取得に当たる可能性が示唆されているところ^{注)13}、これを敷衍すると、ウェブサイト上で、後に本人への連絡(例：オンラインサービスへの登録手続途中で離脱した潜在的ユーザーに登録再開を催促する連絡など)を行うことを企図しつつ、本人への通知や公表を行うことなく電子メールアドレスやCookie IDを取得するようなケースは、「偽りその他不正の手段」による連絡可能個人関連情報の取得と解される可能性を否定できないため、関連する事業者は留意が必要です。

なお、上記禁止規定は、同様の記述等が含まれる仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いについても準用される予定です(改正法42条4項、46条の2)。

2 オプトアウト制度に関する義務の追加

現行の個情法は、第三者に個人データを提供しようとする事業者に対し、あらかじめ本人の同意を得ることを求めています(27条1項)、当該個人データについて、本人の求めに応じて提

供を停止することとしている場合であって、当該事業者自身の名称や住所、本人の求めを受け付ける方法等について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、委員会に届け出たときは、例外的に、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供できるものとしています(いわゆるオプトアウト制度。同条2項)。

一方、オプトアウト制度を利用する事業者の中には、違法行為に及ぶ者にも名簿を転売するような悪質な名簿屋や、そうした名簿屋に個人データ(名簿)を提供する者も含まれており、オプトアウト制度に基づいて提供された個人データがいわゆる「闇名簿」作成の際の情報源の一つとなっているとの指摘がありました。

こうした状況を踏まえ、改正法は、オプトアウト制度に基づき個人データを提供しようとする提供元事業者に対し、あらかじめ、①提供先の第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、並びに②当該第三者における当該個人データの利用目的を確認することを新たに義務付けています(27条7項)。また、提供先の第三者においても、提供元から①及び②の確認を求められた際に、当該事項を偽ってはならないものとし(同条8項)、その違反について10万円以下の過料の対象としています(186条1号)。

オプトアウト制度については、悪用への懸念から、現行の個情法の下でも、要配慮個人情報の提供や、オプトアウト制度に基づき取得した個人データの提供(いわゆる二重オプトアウト)には利用できないなどの制限が課されています(27条2項ただし書)。今回の改正でも、上記確認義務の新設に加え、特定生体個人情報(前号第3の2参照)の提供には利用できないものとされるなど(改正法27条2項ただし書)、更なる制限が加えられることになり、今後も厳しい規制の対象となることが予想されます。

注)13 委員会「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A」(2025年7月1日)1-13。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受けいただければと存じます。

第4 規律遵守の実効性確保のための規律

■ 勧告・命令等の実効性確保

現行の個情法の下で、事業者が個情法上の法的義務に違反した場合、委員会は、まずは当該事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告するものとされており(148条1項)、勧告を超えた強制力を有する命令を発することができるのは、①勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかった場合において、個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるとき(同条2項)、又は②個人の重大な権利利益を害する事実が現に存在するため緊急に措置をとる必要があると認められるとき(同条3項)に限られています。

一方、委員会が公表している統計資料によると、勧告は多い場合でも年間数件存在するのみであり、また、命令は正常な事業活動を行っている事業者に対して発せられたことがこれまでなく、個情法の抑止力に疑問を呈する意見もありました。

こうした状況を踏まえ、改正法は、勧告を経ずに発出できる上記②の命令(緊急命令)の要件について、個人の重大な権利利益を害する事実が現に存在するとはいえない場合であっても、「個人の重大な権利利益の侵害が切迫している」といえば緊急命令を発出できるものとしています(148条3項)。その反面、勧告前置が前提の上記①の命令の要件については、「個人の重大な権利利益の侵害が切迫している」とされていたものを、「個人の重大な権利利益が害されるおそれがある」へと緩和しています(同条2項)。

どのような場合が「個人の重大な権利利益の侵害が切迫している」として緊急命令を発出できるのかについては、今後のガイドライン等の制定等を通じた議論の蓄積を待つ必要があります

が、現時点で委員会が念頭に置いているのは、例えば、「名簿の販売先が、法に違反するような行為を行う者にも名簿を転売する転売屋(ブローカー)だと名簿販売業者が認識していたにもかかわらず、当該販売先に対し、意図的にその用途を確認せずに名簿を販売した事案」などのようです^{注)14}。

また、改正法は、勧告・命令の内容についても、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置にとどまらず、「当該違反行為に係る事実の本人に対する通知若しくは公表その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」をとるべきことを勧告・命令することができるものとしています。例えば、犯罪者グループ等の違法行為を行う蓋然性が高い第三者に対して違法に提供された名簿に個人情報に掲載された本人にその事実を通知し、特殊詐欺等から自らを守るための対策を講ずる契機としてもらうといったケースが想定されているようです^{注)15}。

以上に加え、現行の個情法の下での勧告・命令は、いずれも違反行為を行った事業者自身に対してのみ発出できるものとされており、かかる事業者が違反行為に当たって利用したクラウドサービスやホスティングサービスの提供事業者といった第三者に対しては、委員会から任意の協力要請ができるのみであったところ、改正法は、かかる第三者に対し、当該違反行為に係る個人情報等の取扱いの停止、サービス提供の停止その他の当該違反行為を中止させるために必要な措置等をとるべき旨を要請できるものとしています(148条の2第1項・3項)。この要請を受けて措置を講じた第三者は、違反行為を行った事業者に対する損害賠償責任を負わないものとされており(同条2項・4項)、第三者が要請に従うインセンティブを与える設計が採用されています。

^{注)14} 委員会事務局・前掲^{注)}9・16頁。

^{注)15} 委員会・前掲^{注)}11・8～9頁。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受けいただければと存じます。

2 悪質事案に対応するための刑事罰

現行の個人情報法の下では、個人情報データベース等不正提供等罪として、事業者やその役職員がその業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為を罰しています(法定刑は1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金。179条)。

この点に関し、本人の権利利益を害する程度には、不正な利益を図る目的での提供行為と加害目的での提供行為とで差異が認められないとの指摘を踏まえ、改正法は、「本人その他の者に損害を加える目的」での提供等の行為も処罰の対象にし、かつ、法定刑も2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金へと引き上げました(178条)。なお、行為者が所属する法人に対しては、両罰規定により1億円以下の罰金が科され得ます(185条1項1号。この点は現行法から変更なし)。

また、不正に取得された個人情報は、当該情報を用いた詐欺その他の犯罪等につながり得る不適正な利用がなされる蓋然性が高いことから、改正法は、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は、本人、個人情報を保有する者その他の者に損害を加える目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為その他の個人情報を保有する者の管理を害する行為により個人情報を取得する行為を、新たに処罰の対象に加えました(法定刑は2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金。180条1項)。

3 課徴金制度の導入

前記1のとおりに、現行の個人情報法の抑止力に疑問を呈する意見がある中で、改正法は、新たな違反行為の抑止策として、課徴金制度を導入しています。

改正法の制定に向けた議論の中では、違法な第三者提供に

係る規制等への違反行為のほか、漏えい等・安全管理措置に係る規制への違反行為をも対象に含めるべきとの意見もみられましたが注16、最終的に成立した改正法は、事業者が、①不正利用行為(個人情報19条違反)が想定される第三者に対する個人情報の提供又はかかる第三者の求めに応じて行う個人情報の利用、②不適正取得(個人情報20条1項違反)の結果取得した個人情報の利用、③第三者提供規制(個人情報27条1項)に違反する個人データの提供、④「統計作成等」の特例(前号第2の1参照)に違反する個人情報の取扱い又は提供のいずれかに該当する行為(又は当該行為をやめること)の対価として金銭その他の財産上の利益を得たときに対象を限定し(改正法148条の3)、漏えい等・安全管理措置に係る規制への違反行為は対象に含めないものとなりました。

また、課徴金制度が過剰な規制となること等を回避するとともに、適法な行為を萎縮させない制度とする観点から、改正法は、上記①から④までの対象行為の中でも、以下の要件をいずれも満たす場合に限りて課徴金の対象としています。

- 主観的要件:事業者が対象行為を防止するための相当の注意を怠ったこと。
- 規模要件:対象行為に係る本人の数が1000人以上であること。
- 権利利益侵害要件:個人の権利利益を害する程度が大きい場合として政令で定めるときに当たらないこと。

権利利益侵害要件の具体的な内容は政令に委ねられていますが、委員会は、基本的に勧告・命令の対象となる事案に限定することを想定しているようです注17。前記1のとおりに、現状、勧告は多い場合でも年間数件存在するのみであることから、改正法が施行されたからといって、直ちに多数の課徴金命令が発出されるということは想定しづらい状況です。

なお、課徴金の額については、事業者が対象行為又は対象

注16 委員会・前掲注11・13～15頁。

注17 委員会事務局・前掲注9・19頁。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受けいただければと存じます。

行為をやめることの対価として得た金銭その他の財産上の利益に相当する額とされており、具体的な算定方法は政令に委ねられています。上記①から④までの対象行為は、常に直接的な対価を伴うものではないとも思われるところ（例えば、「統計作成等」の特例に違反して個人情報をも目的外自己利用した場合など）、具体的な算定方法次第では、そもそも課徴金の対象となり得るケースが相当限定される可能性もあるため、政令の制定に向けた議論に注意が必要です。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受けいただければと存じます。